

令和7年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定める。

令和7年4月28日

長井市長 内谷 重治



令和7年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業実施業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、特色ある長井の食や文化のブランドを確立しながら、それらを体験できるコンテンツ等を造成、さらに関係団体等と連携して高単価の新たな観光ツアー等を開発し、観光客が地域に長く滞在するよう誘引することで交流人口の増加、観光消費額の増加等による地域活性化を図ることを目的とする。また、長井市の食と文化を次世代への継承につなげる事業を継続的かつ重層的に実施することで経済好循環と人口減の抑制をし、地域独自の食と文化を守り、伝えることを図ることを目的とする。

この要領は、長井市が食と文化を活かした観光コンテンツ等を造成するにあたり、企画・調査・運営を行う委託業者選定のために公募型プロポーザル方式を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業実施業務
- (2) 業務内容 別紙1「令和7年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業実施業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおりに。
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 委託上限額 28,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)
- (5) 費用 食と文化を活かした観光コンテンツ造成等に必要な企画、調査、運営などに必要な費用、打ち合わせの際の交通費など、すべての費用を含むものとする。

3 プロポーザル参加者の募集

- (1) 募集方法 長井市ホームページで公募。
- (2) 参加要件 業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。
 - ① 過去3年において、同種の業務又は類似業務の実績を有していること。

- ② 業務の遂行にあたって、次に示す体制がとれること。
 - ア プロポーザル審査に係る企画・提案を行ったスタッフと同一のスタッフ又は同等の見識・スキルを持つスタッフが契約期間を通じて業務を担当すること。
 - イ 常に連絡の取れるスタッフを配置し、そのスタッフが責任を持って市担当者との連絡調整を行うこと。
- ③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定に該当しないこと。
- ④ 参加表明書の提出時点で、長井市指名競争入札参加者登録簿に登録されている者、又は同等の資格を有していると市長が認める者であること。
- ⑤ 長井市競争入札参加資格者停止要綱(平成24年10月1日施行)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)。
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)。
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者。
 - エ 役員等(プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人。
 - オ プロポーザルに参加する個人から市との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人。
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人。
- ⑦ 個人情報の取り扱いなどに留意し、業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑧ 業務一括を再委託しないこと。
- ⑨ 契約期間中は、打合せ等に迅速に対処できること。

4 スケジュール

参加申込受付期間	令和7年4月28日(月)～令和7年5月9日(金)
質問受付期間	令和7年4月28日(月)～令和7年5月1日(木)
質問回答日	令和7年5月7日(水)予定
面接審査(プレゼンテーション等)	令和7年5月13日(火)
結果通知・公表	令和7年5月15日(木)予定

5 申し込み

プロポーザルへの参加を希望する者は、期日まで以下のものを提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月9日(金)午後5時必着

(2) 提出書類 ① 参加申込書(様式第1号)…1部

② 企画提案書(任意様式)…9部

企画提案書には以下の事項を記載すること。

ア 実施内容

イ 全体体制図

ウ 全体スケジュール

ただし、企画提案書作成に当たって、前提条件・情報が不足している場合は、提案者において仮説を立て、それを前提条件と明記し対応すること。

企画提案書については、A4版30ページ以内で作成すること。

③ 企画提案書(概要版)…9部

企画提案書を要約した概要版を、A3版2ページ以内で作成すること。

④ 見積書及び見積内訳書(任意様式)…9部

金額は、消費税を除く金額を記入すること。

⑤ 会社概要(様式第2号)…9部

※共同提案の場合は、主たる提案者について提出すること。

⑥ 類似業務実績調書(様式第3号)…9部

(3) 提出方法 持参又は郵送(一般書留)

※郵送の場合は、必ず、郵便物の引受から配達までの送達過程を記録する「一般書留」で郵送すること。

※既に送達した企画提案書等の訂正、差替え及び再提出は認めない。

※提出期限を過ぎて到達したもの、普通郵便、宅配便など、指定の方法以外で送達されたものは受理しない。

(4) 提出先 「12 書類等提出及び問い合わせ先」と同じ。

6 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、参加申込書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限 令和7年5月1日(木)午後5時必着

(2) 提出方法 質問書(様式第4号)により、持参、FAX又は電子メールによる(必ず電話にて着信の確認を行うこと)。

(3) 提出先 「12 書類提出及び問い合わせ先」と同じ。

(4) 回答方法 令和7年5月7日(水)までに、質問提出者全員に電子メールにて行

う。

7 審査方法

参加要件を満たし、指定の提出物があった者について、面接審査（提出書類等に基づくプレゼンテーション及び質疑応答）を実施する。審査は、令和7年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会が実施し、「別紙2 令和7年度長井の食と文化を活かした観光コンテンツ等造成事業実施業務委託に係る公募型プロポーザル審査票」の審査基準に基づき契約候補者を選定する。

面接審査日の詳細な時間については参加申込者に別途通知する。

- (1) 日時 令和7年5月13日(火)午後1時30分から
- (2) 開催場所 長井市役所 2階 市民防災研修室1・2
- (3) 内容 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととする。当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。
- (4) 設定時間 1事業者につき35分（説明20分以内、質疑15分以内）。
- (5) その他 審査委員会は非公開とする。

8 審査結果の通知

審査結果は決定後速やかに全参加者に対し郵送により通知する。委託契約候補者については電話連絡をする。ただし、審査結果に関する異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

- (1) 審査委員会において契約候補者となった者と提案された内容を基本として協議を行い、仕様を確定させたうえで見積書を徴収し、委託上限額の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約の手続きを行うものとする。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 契約候補者との契約締結の協議が不調に終わった場合は、次点事業者と交渉することとする。
- (4) 契約について、市と契約を締結する者は、委託業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委託してはならないものとする。また、委託業務の全部若しくはその主たる部分以外の一部の業務を第三者に委託する場合は、市の承認を得るものとする。

10 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要領2(4)に示す予算規模の上限を超えた場合
- (5) 本実施要領3に示す参加要件を欠くこととなった場合
- (6) プレゼンテーションに欠席した場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

1 1 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出及びヒアリング参加等に要する費用その一切は参加者の負担とする。
- (2) 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、本市はその責任を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又は電話若しくは電子メールにて受取確認を行うなどの対策を講じること。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査及び説明のため写しを作成し使用することができる。
- (5) 本要領に定めのない事項については、適宜市が判断するものとする。

1 2 書類等提出及び問い合わせ先

長井市総合政策課都市交流推進室

〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

電話番号：0238-82-8001 FAX 0238-87-3367

メール：koryu@city.nagai.yamagata.jp